第７章

障害者（児）施策の実施

目次

第１節

１　事業の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199

２　障害者施策推進部事業関連計画・・・・・・・・・ 203

３　障害者施策推進部事業関連統計・・・・・・・・・ 205

第２節

１　障害者（児）施策の計画的推進・・・・・・・・・ 210

２　共生社会実現に向けた取組の推進・・・・・・・・ 212

（１）　障害及び障害者への理解促進及び差別の解消・・ 212

（２）　学習・文化・交流活動の推進・・・・・・・・ 213

３　地域における自立生活を支える仕組みづくり・・ 214

（１）　相談支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・ 214

（２）　障害者施策推進区市町村包括補助事業・・・・ 218

（３）　地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保・・ 220

（４）　保健・医療サービスの充実・・・・・・・・・・ 225

（５）　地域生活を支えるサービス基盤の整備・・・・ 229

（６）　地域生活での安全・安心の確保・・・・・・・・ 235

（７）　経済的基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・ 237

４　いきいきと働ける社会の実現・・・・・・・・・・ 238

（１）　一般就労に向けた支援の充実・強化・・・・・ 238

（２）　福祉施設における就労支援の充実・強化・・・・ 239

５　サービスを担う人材の養成・確保・・・・・・・・ 240

（１）　障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実・・ 240

第１節

１　事業の体系

障害者（児）施策の実施

- 障害者（児）施策の計画的推進
  - 東京都障害者施策推進協議会　（企画課）
  - 東京都地方精神保健福祉審議会　（精神保健医療課）
  - 東京都障害者就労支援協議会　（地域生活支援課）
  - 東京都障害者団体連絡協議会　（企画課）
  - 東京都障害者介護給付費等不服審査会　（企画課）
  - 東京都障害児通所給付費等不服審査会　（企画課）
  - 東京都自立支援協議会　（地域生活支援課）
- 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消
  - 東京都障害者差別解消支援地域協議会　（企画課）
  - 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業　（企画課）
  - 差別解消支援地域協議会活動促進事業　（企画課）
  - 区市町村ヘルプマーク活用推進事業　（企画課）
  - ヘルプカード活用促進事業　（企画課）
  - 手話人口の裾野拡大支援事業　（企画課）
  - 共生社会実現に向けた意識啓発推進事業　（企画課）
- 学習・文化・交流活動の推進
  - 東京都障害者福祉会館　（企画課）
  - 障害者総合美術展等運営事業　（企画課）
  - 障害者芸術活動基盤整備事業　（企画課）
- 相談支援体制の整備
  - 東京都心身障害者福祉センター　（施設サービス支援課）
  - （総合）精神保健福祉センター　（精神保健医療課）
  - 高次脳機能障害支援普及事業　（精神保健医療課）
  - 高次脳機能障害者緊急相談支援事業　（精神保健医療課）
  - 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業　（精神保健医療課）
  - 発達障害者支援センター　（療育課）
  - 発達障害者支援体制整備推進事業　（療育課）
  - ペアレントメンター養成・派遣事業　（療育課）
  - 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業　（療育課）
  - 発達障害児等巡回支援専門員整備事業　（療育課）
  - 発達検査体制整備支援事業　（療育課）
  - 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業　（療育課）
  - 地域における発達障害児（者）支援体制あり方検討　（療育課）
  - 精神的健康の保持・増進　（精神保健医療課）
  - 思春期・青年期に係る相談等　（精神保健医療課）
  - 普及啓発活動　（精神保健医療課）
  - 夜間こころの電話相談事業　（精神保健医療課）
  - ＳＮＳを活用した精神保健福祉相談　（精神保健医療課）
  - 災害時こころのケア体制整備事業　（精神保健医療課）
  - 災害時精神科医療体制整備事業　（精神保健医療課）
  - 災害拠点精神科病院等自家発電設備等整備強化事業　（精神保健医療課）

- 精神科病院における虐待防止の推進　（精神保健医療課）
- 依存症対策の推進　（精神保健医療課）
- 精神保健福祉センター業務のＤＸ化　（精神保健医療課）
- 障害児（者）地域療育等支援事業　（施設サービス支援課）（療育課）
- 聴覚障害児支援のための体制整備事業　（療育課）
- 東京都障害者相談支援体制整備事業　（地域生活支援課）
- 特定相談連携機能強化支援事業　（地域生活支援課）
- 一般相談連携機能強化支援事業　（地域生活支援課）

障害者施策推進区市町村包括補助事業　（地域生活支援課）

地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保

- 障害者・障害児地域生活支援３か年プラン　（施設サービス支援課）（地域生活支援課）
- 障害者（児）施設の防災・減災対策推進事業　（施設サービス支援課）
- 障害者（児）施設防犯緊急対策事業（障害福祉サービス事業所等）　（施設サービス支援課）
- 地域移行促進コーディネート事業　（施設サービス支援課）
- 都外施設入所者地域移行特別支援事業　（施設サービス支援課）
- 障害者地域生活移行・定着化支援事業　（施設サービス支援課）
- 障害児入所施設協議体制整備事業　（施設サービス支援課）
- 精神障害者地域移行体制整備支援事業　（精神保健医療課）
- 精神障害者早期退院支援事業　（精神保健医療課）
- 精神保健福祉士配置促進事業　（精神保健医療課）
- 精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業　（精神保健医療課）
- 精神科医療地域連携事業　（精神保健医療課）
- アウトリーチ支援事業　（精神保健医療課）
- 精神障害者アウトリーチ支援事業　（精神保健医療課）
- 措置入院者退院後支援体制整備事業　（精神保健医療課）
- 難治性精神疾患地域支援体制整備事業　（精神保健医療課）
- てんかん地域診療連携体制整備事業　（精神保健医療課）
- 摂食障害治療支援体制整備事業　（精神保健医療課）
- 心のサポーター養成事業　（精神保健医療課）
- 入院者訪問支援事業　（精神保健医療課）
- 障害者グループホームの整備及び運営の支援　（地域生活支援課）
- 障害者単身生活サポート事業　（地域生活支援課）
- 重度身体障害者グループホーム事業　（地域生活支援課）
- グループホーム地域ネットワーク事業　（地域生活支援課）
- 障害福祉サービス等医療連携強化事業　（地域生活支援課）
- 医療連携型グループホーム事業　（地域生活支援課）
- グループホーム体制強化支援事業　（地域生活支援課）
- 障害者グループホーム地域連携推進事業　（地域生活支援課）
- 強度行動障害者等受入れ環境整備事業　（地域生活支援課）
- 重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業　（地域生活支援課）
- 地域生活支援拠点における緊急時受入体制支援事業　（地域生活支援課）
- 地域生活支援拠点連携強化支援事業　（地域生活支援課）
- 障害者支援施設等物価高騰緊急対策事業　（企画課）
- 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業　（企画課）

保健・医療サービスの充実	重症心身障害児（者）等の療育体制の整備	（療育課）
	精神科医療サービス提供体制の整備	（精神保健医療課）
地域生活を支えるサービス基盤の整備	在宅生活を支えるサービスの充実	（地域生活支援課） （施設サービス支援課） （療育課）
	日中活動の場の整備	（地域生活支援課） （施設サービス支援課）
	コミュニケーション支援等	（企画課） （地域生活支援課） （施設サービス支援課） （精神保健医療課）
地域生活での安全・安心の確保	重度身体障害者等救急通報システム事業	（地域生活支援課）
	重度心身障害者住宅火災通報システム事業	（地域生活支援課）
	聴覚障害者避難時等誘導表示整備促進事業	（地域生活支援課）
	グループホーム等防災対策助成事業	（地域生活支援課）
	障害者・障害児の熱中症予防支援事業	（地域生活支援課）
経済的基盤の整備	障害者（児）手当	（施設サービス支援課）
	心身障害者扶養共済制度	（企画課）
一般就労に向けた支援の充実・強化	「東京チャレンジオフィス」の運営	（地域生活支援課）
	就労支援機関連携スキル向上事業	（地域生活支援課）
	精神障害者就労定着連携促進事業	（地域生活支援課）
	区市町村障害者就労支援事業	（地域生活支援課）
	障害者就業・生活支援センター事業	（地域生活支援課）
	重度身体障害者在宅パソコン講習事業	（企画課）
福祉施設における就労支援の充実・強化	作業所等経営ネットワーク支援事業	（地域生活支援課）
	障害者による地域緑化推進事業	（地域生活支援課）
	経営コンサルタント派遣等事業	（地域生活支援課）
	工賃アップセミナー事業	（地域生活支援課）
	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	（地域生活支援課）
	区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築	（地域生活支援課）
	福祉・トライアルショップの展開	（地域生活支援課）
	就労継続支援Ｂ型事業所マネジメント事業	（地域生活支援課）
	デジタル技術でつなぐ重度障害者の就労支援プラットフォーム事業	（地域生活支援課）
	就労継続支援Ａ型事業所経営適正化事業	（地域生活支援課）
	生産活動に係る営業開拓等支援事業	（地域生活支援課）
サービスを担う人材の養成・確保	障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業	（地域生活支援課）
	代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業	（地域生活支援課）
	現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業	（地域生活支援課）
	障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業	（地域生活支援課）
	障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業	（地域生活支援課）
	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業	（地域生活支援課）
	区市町村障害福祉人材確保対策事業	（地域生活支援課）
	グループホーム従事者人材育成支援事業	（地域生活支援課）
	障害者支援施設等支援力育成等派遣事業	（施設サービス支援課）
	障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業	（施設サービス支援課）

障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業	（施設サービス支援課） （地域生活支援課）
介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業	（地域生活支援課）
東京都障害者ピアサポート研修事業	（地域生活支援課）
障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業	（地域生活支援課）
障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業	（地域生活支援課）
障害福祉サービス等ＤＸ推進人材育成支援事業	（地域生活支援課）
訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業	（地域生活支援課）
障害者虐待防止対策支援事業	（企画課）
新規採用職員の職場定着支援事業	（地域生活支援課）
強度行動障害対応力向上研修	（地域生活支援課）
福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業	（地域生活支援課）
訪問系障害福祉サービス暑さ対策緊急支援事業	（地域生活支援課）
障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント対策推進事業	（地域生活支援課）
障害福祉分野における外国人介護人材受入支援事業	（地域生活支援課）
障害福祉サービス等職員就業促進事業	（地域生活支援課）
訪問系障害福祉サービス応援事業	（地域生活支援課）
介護・障害福祉サービス等事業所における育業・介護休業等両立支援事業	（企画部企画政策課）

2 障害者施策推進部事業関連計画

(1) 東京都障害者・障害児施策推進計画

ア 計画策定の趣旨等

障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するため、令和６年３月に、令和６年度から令和８年度までを計画期間とする、障害者基本法に基づく「東京都障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「第７期東京都障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第３期東京都障害児福祉計画」として「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定した。

イ 内容

東京都障害者計画(障害者基本法)

基本理念

- Ⅰ. 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- Ⅱ. 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- Ⅲ. 障害者がいきいきと働ける社会の実現

施策目標

- Ⅰ. 共生社会実現に向けた取組の推進
- Ⅱ. 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- Ⅲ. 社会で生きる力を高める支援の充実
- Ⅳ. いきいきと働ける社会の実現
- Ⅴ. サービスを担う人材の養成・確保及びＤＸの活用

計画事業

- ○ 福祉・保健・医療政策
- ○ 教育、労働・住宅、まちづくり、障害理解・啓発など

全庁的・総合的な障害者施策の推進

第７期障害福祉計画(障害者総合支援法)・障害児福祉計画(児童福祉法)

主な施策展開

Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進

- 障害・障害者への理解促進の取組の充実・強化
- 障害者の虐待防止に関する取組の充実・強化
- 障害特性に配慮した情報バリアフリーの推進

Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- 地域移行に向けた支援体制の強化
- 障害特性に応じた支援の充実・強化
- 地域生活の継続のための支援体制の充実
- 保健・医療・福祉等の連携による支援体制強化

Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

- 医療的ケア児への支援体制の充実
- 難聴児支援のための中核的機能の整備
- 発達障害児の検査体制の充実

Ⅳ いきいきと働ける社会の実現

- 福祉施設における工賃向上への取組等
- 一般就労への移行及び定着に係る支援

Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保及びＤＸの活用

- サービス人材の確保・定着等の取組強化
- 障害特性に応じた支援人材を確保・養成
- デジタル機器活用やＤＸの取組の推進

成果目標(令和8年度)

地域生活への移行促進

- 地域移行に関する成果目標
  【地域生活移行者数】(令和4年度末から) 600人
  【入所施設定員】 (令和4年度末) 7,408人→7,344人
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  【退院後１年以内の地域の平均生活日数】329日以上
  【入院後３か月時点の退院率】 (R1) 70.7% → 71%以上
  【入院後６か月時点の退院率】 (R1) 85.5% → 86%以上
  【入院後１年時点の退院率】 (R1) 91.7% → 92%以上
  【長期入院患者数(入院１年以上)】(R4) 9,482→ 8,700人

福祉施設から一般就労への移行等

- 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数
  (令和3年度) 1,955人 → 2,500人
- 福祉施設から一般就労への移行者数
  (令和3年度) 1,955人 → 2,500人
- 就労移行支援事業から一般就労への移行者数
  (令和3年度) 2,259人 → 3,000人

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点等の整備（令和4年度末)
  27区市町村→各区市町村に少なくとも１つ以上確保
- 運用状況の検証、検討：各区市町村において年１回以上

障害児支援の提供体制の整備等

(各実績は令和4年度末)

- 児童発達支援センター
  36区市町村→各区市町村に少なくとも１つ以上確保
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所
  36区市町村→各区市町村に少なくとも１つ以上確保
- 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所
  40区市町村→各区市町村に少なくとも１つ以上確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場
  都及び40区市町村→東京都及び各区市町村において設置
- 医療的ケア児等支援のためのコーディネーター
  都及び28区市町村→東京都及び各区市町村において設置
- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制
  協議会設置 → 東京都において体制を確保

障害福祉サービス等の質を向上させるための体制構築

- 指導検査の適正な実施及びその結果を関係区市町村と共有する体制を引き続き確保

(2) 東京都アルコール健康障害対策推進計画（第３期）

アルコール健康障害対策を推進するため、令和８年３月に、アルコール健康障害対策基本法第14条に基づき、令和８年度から令和12年度までを計画期間とする、東京都アルコール健康障害対策推進計画を策定した。

ア 基本理念

・アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策を推進

・当事者とその家族が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援

イ 目標

・アルコール健康障害の発生を予防

・アルコール健康障害に関する相談から治療、回復に至る切れ目のない支援体制を整備

・アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援

(3) 東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（第２期）

ギャンブル等依存症対策を推進するため、令和７年３月に、ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づき、令和７年度から令和９年度までを計画期間とする、東京都ギャンブル等依存症対策推進計画を策定した。

ア 基本的な考え方

二つの視点から取組を推進し、基本法及び基本計画における基本理念等の実現を図る。

視点１：ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療

視点２：金銭問題をはじめ、本人や家族に関わる関係機関や関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援

・重層的かつ多段階的な取組の推進

・多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

・ＰＤＣＡサイクルによる計画的な不断の取組の推進

３ 障害者施策推進部事業関連統計

（1）身体障害者手帳交付者数（昭和25年度事業開始）

（令和8年3月31日現在）

総　数	視覚障害者	聴覚障害者	言語障害者	肢体不自由者	内部障害者
424,827人	34,662人	47,551人	6,650人	195,486人	140,478人

※八王子市所管分を含む。

（2）愛の手帳交付者数（昭和42年度事業開始）

（令和8年3月31日現在）

総　数	1 度	2 度	3 度	4 度
109,372人	3,316人	25,279人	24,258人	56,519人

（3）精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成７年度事業開始）

（令和8年3月31日現在）

総　数	1 級	2 級	3 級
190,473人	8,998人	91,186人	90,289人

（4）自立支援医療費（精神通院医療）の助成（昭和40年度事業開始）

（令和8年3月31日現在）

認定者数
321,196人

(5) 障害福祉サービス事業者指定数

（令和8年4月1日現在）（単位：か所）

サービス種別		目　　的	指定数
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	2,726
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護を要する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。	2,230
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行う。	775
	行動援護	知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者（児）で、常時介護を要する人に、居宅内や外出時において行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援及び介護を行う。	270
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	1
	短期入所	自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、障害者の入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	404
	療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。	13
	生活介護	常時介護を必要とする障害者に、主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	663
	施設入所支援	施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	94
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	175
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	335
	就労継続支援（A型）	一般企業等への就労が困難な障害者に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。	86
	就労継続支援（B型）	一般企業等への就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。	1,015
	就労定着支援	一般企業等に移行した障害者の就労の継続を図るため、企業・自宅等への訪問や来所による連絡調整、指導・助言等を行う。	275
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。	42
	自立生活援助	障害者支援施設等を利用していた障害者が、居宅において単身等で自立した日常生活を営むに当たり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。	78
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	1,104

※ 指定数は、都内の事業所数（八王子市所管分を含む。）である。

(6) 福祉ホーム等の現況

（令和8年4月1日現在）（単位：か所、人）

根拠法	施設種別	目　的	設置区分	施設数	定 員
障害者総合支援法	身体障害者福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談等を行う。	区市立	2	16
			私 立	6	95
			計	8	111
	精神障害者福祉ホーム	回復途上にある精神障害者を対象に一定期間生活の場を提供し、日常生活における指導等を行うとともに、地域社会における自立を促進する。	私 立	A型 5	A型 40
	障害者支援施設（都外都民施設）		私 立	43	2,546
			都 立	1	320
			計	44	2,866

(7) 障害児入所施設及び通所施設等の現況

（令和8年4月1日現在）（単位：か所、人）

根拠法	施設等種別		施設の目的又は支援の内容	設置区分	指定数	定員数	法改正前の施設等種別（～24.3.31）	自立支援法（特例指定）※2	
								指定数	定員数
児童福祉法	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設※2	障害児を入所させて、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。	都立	2	236	・知的障害児施設 ・ろうあ児施設 ・盲児施設 ・第二種自閉症児施設	1	156
				私立（都内）	6	184		4	119
				私立（都外）	8	178		5	70
				計	16	598		10	345
		医療型障害児入所施設等※3	障害児を入所させて、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う。 ※18歳以上は、特例指定（※1）「療養介護」で対応	国・都立	6	526	・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設 ・第一種自閉症児施設 ・（指定医療機関）	6	526
				私立	6	758		6	753
				計	12	1,284		12	1,279

児童福祉法	障害児通所支援	児童発達支援センター	障害児を日々通所させて、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援又はこれに併せて治療（肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に限る。）を行う。	都区市立	43	1,560	・知的障害児通園施設 ・難聴幼児通園施設 ・重症心身障害児（者）通園事業	
				私立	24	802		
				計	67	2,362		
		児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で行うもの）	障害児を日々通所させて、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行う。	都区市立	19	483	・児童デイサービス（旧障害者自立支援法） ・重症心身障害児（者）通園事業	
				私立	947	9,311		
				計	966	9,794		
		放課後等デイサービス	学校又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学中の障害児に対し、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行う。	区市立	25	535	・児童デイサービス（旧障害者自立支援法）	
				私立	1,410	13,969		
				計	1,435	14,504		
		保育所等訪問支援	保育所等に通所又は入所する障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	都区市立	42	定員なし	—	
				私立	168			
				計	210			
		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態等により外出することが著しく困難であると認められた障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識 技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行う。	区立	5	定員なし	—	
				私立	11			
				計	16			

※1　18歳以上の入所施設利用者への対応として、障害者自立支援法（現在は、障害者総合支援法）に基づく指定も併せて受けているもの。

※2　都外施設（協定等）を含む。

※3　医療型障害児入所施設等には、指定発達支援医療機関を含む。

※4　八王子市、児童相談所設置区所管分を含む。

(8) 精神科病院数及び病床数

（令和6年6月30日現在）

精神科病院数	うち指定病院数	病　床　数	うち指定病床数
96病院	30病院	20,037床	298床

（注）矯正施設除く。

(9) 精神障害者入院患者数

（令和6年6月30日現在）

措置入院患者数	医療保護入院患者数	任意入院患者数	その他の入院	不明	合 計
235人	7,734人	8,828人	102人	0人	16,899人

※　国調査「精神保健福祉資料（630調査）」（任意回答）に基づき把握しているもの

※　その他の入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく緊急入院、応急入院及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく入院等

第２節

１ 障害者（児）施策の計画的推進

東京都における障害者（児）施策の推進体制として、次のような組織を設置している。

(1) 東京都障害者施策推進協議会（昭和47年４月設置）

障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視するとともに、知事に意見具申を行う。

構成：学識経験者、関係行政機関の職員、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者等で構成する委員20名以内

(2) 東京都地方精神保健福祉審議会（昭和40年11月設置）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第９条及び東京都地方精神保健福祉審議会条例に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申や知事への意見具申、指定病院の指定取消しに際しての意見聴取等を行う。

構成：学識経験者、医療従事者、社会復帰関係者及び区市町村代表者で構成する委員20名以内

(3) 東京都障害者就労支援協議会（平成19年10月設置）【2050東京戦略】

「2050東京戦略」に掲げた「2035年度までに障害者雇用を６万人増加」という政策目標の実現を目指し、企業・経済団体をはじめ、労働・教育・福祉等関係機関による協議の場を設置し、①社会全体の障害者雇用についての機運の醸成、②企業の雇用機会の拡大等による障害者の就労促進、③企業、福祉、労働、教育、医療等のネットワークによる障害者就労の全面的な支援について協議する。

また、平成20年11月には「首都ＴＯＫＹＯ障害者就労支援行動宣言」及び宣言に基づく「障害者雇用・就労推進ＴＯＫＹＯプラン（行動指針）」を策定し、協議会に集う関係機関が連携しながら、障害者雇用の増加を目指して多様な取組を進めている。(実施主体：東京都（協議会の事務局は産業労働局と共催）)

構成：学識経験者、経済団体、企業、労働・教育・医療関係機関、就労支援事業者及び関係行政機関の職員

(4) 東京都障害者団体連絡協議会（昭和55年８月設置）

東京都における障害者施策に関する基本的な計画の策定及び推進に当たり、障害者（団体）との協議を行う。

構成：国際障害者年（昭和56年）の目標「完全参加と平等」を支持する障害者団体の代表と関係各局の職員

(5) 東京都障害者介護給付費等不服審査会（平成18年４月設置）

障害者総合支援法第98条の規定に基づき、区市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等

に係る処分に不服がある障害者又は障害児の保護者の審査請求について、知事の諮問を受けて専門的な立場から審理し、その結果を知事に対して答申する。

構成：医師、弁護士及び身体障害・知的障害・精神障害の各分野の専門的知見を備えた者５名で構成する合議体（委員20名、４合議体）

(6) 東京都障害児通所給付費等不服審査会（平成24年４月設置）

児童福祉法第56条の５の５第２項の規定に基づき、区市町村の障害児通所給付費等に係る処分に不服がある障害児の保護者の審査請求について、知事の諮問を受けて専門的な立場から審理し、その結果を知事に対して答申する。

構成：医師、弁護士及び児童分野の専門的知見を備えた者５名

(7) 東京都自立支援協議会（平成19年10月設置）

障害者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、障害者総合支援法第89条の３に基づき、相談支援体制をはじめとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として設置している。

構成：関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成する委員20名以内

２ 共生社会実現に向けた取組の推進

障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組や障害者の社会参加を推進するための取組を進めていく。

(1) 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消

ア 東京都障害者差別解消支援地域協議会（平成28年６月設置）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条の規定に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携促進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行う。

構成：障害当事者、家族等関係団体、事業者等関係団体、有識者等

イ 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業（平成28年度事業開始）【2050東京戦略】

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指し、以下の取組を行う。(実施主体：東京都)

(ｱ) 障害者差別解消法及び障害者差別解消条例に係る普及啓発及び体制整備

共生社会の実現に向け、社会全体で障害者への理解を深め、差別をなくす取組を一層推進するため、平成30年10月に東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定した。

〇主な内容　a 事業者による「合理的配慮の提供」の義務化

b 相談体制の整備（広域支援相談員を設け、障害者・事業者双方から相談を受付）

c 紛争解決の仕組みの整備（調整委員会によるあっせん、知事による勧告、公表）

d 情報保障の推進・言語としての手話の普及

(ｲ) 障害者理解促進特設サイト「ハートシティ東京」の運営

(ｳ) 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」及び困ったことを伝えにくい人などが周囲の人に配慮や手助けをお願いしやすくするために緊急連絡先や必要な支援内容などを記載する「ヘルプカード」の普及促進を含めた障害及び障害者への理解促進に向けた普及啓発を行う。

ウ 差別解消支援地域協議会活動促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（令和２年度事業開始）【2050東京戦略】

障害等への子供の理解促進を目的とした副教材の作成や出前授業の実施など、区市町村が障

害者差別解消支援地域協議会で検討した結果に基づいて行う取組を支援する。(実施主体：区市町村)

エ　区市町村ヘルプマーク活用推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成26年度事業開始）【2050東京戦略】

区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図る。(実施主体：区市町村)

オ　ヘルプカード活用促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成24年度事業開始）【2050東京戦略】

区市町村におけるヘルプカード活用経費等について補助を行い、地域における取組を推進する。(実施主体：区市町村)

カ　手話人口の裾野拡大支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

身近な地域において子供の頃から手話に関する理解を深められるよう、区市町村の取組を支援する。(実施主体：区市町村)

キ 共生社会実現に向けた意識啓発推進事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

デフリンピックのレガシーとして、障害及び障害者への理解を促進するため、ファミリー層や若者が集う商業施設等で啓発イベントを開催するほか、動画・ＳＮＳ等を活用した普及啓発や共生社会の理念に賛同する企業等の登録・公表を実施し、共生社会実現に向けた意識啓発を推進する。（実施主体：東京都）

(2) 学習・文化・交流活動の推進

ア 東京都障害者福祉会館（昭和50年５月開設）

障害者及び関係者の社会活動の促進を図るため、集会等の利便を供与し、文化、教養、レクリエーションの場を提供することにより、福祉の増進を図る。(実施主体：東京都)

（令和７年度実績）

集 会 室	ピアカウンセリング	日常生活情報の点訳等
8,632件 142,590人	244件	713件

イ 障害者総合美術展等運営事業（昭和61年度事業開始）

障害者に絵画、造形、書、写真等の作品の発表・展示の場を提供することにより、障害者の文化・芸術活動への参加を推進し、併せて地域社会における障害者への理解を深める。(実施主体：東京都（公益財団法人日本チャリティ協会に委託）)

ウ 障害者芸術活動基盤整備事業（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者の芸術文化活動の支援拠点を設置し活動基盤を整備することにより、芸術文化活動を通じた障害者の自立と社会参加の促進を図る。（実施主体：社会福祉法人等）

3 地域における自立生活を支える仕組みづくり

居住の場や在宅サービスなどの地域生活基盤の充実を図るとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進する。

また、重症心身障害児（者）、発達障害児（者）、高次脳機能障害者及び医療的ケア児への支援について、医療と密接に連携し強化することで、一層の充実を図る。

(1) 相談支援体制の整備

ア 東京都心身障害者福祉センター（昭和43年４月開設）

身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を持つほか、身体障害者手帳と愛の手帳の交付や障害者に関する手当の支給等を行っている。(実施主体：東京都)

障害区分	相 談(※)								
	手帳	医療保健	補装具	職業	施設	生活	教育	その他	計
身体障害	43	935	12,635	325	50	304	1	300	14,593
知的障害	2,507	1	0	24	3	274	4	345	3,158
総　　計	2,550	936	12,635	349	53	578	5	645	17,751

障害区分	判 定					判定書(意見書)等交付					
	医学判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計	手帳	補装具	自立支援医療	障害支援区分	その他	計
身体障害	6,650	0	13	148	6,811	3	4,163	156	0	23	4,345
知的障害	2,953	2,597	0	0	5,550	2,494	0	0	0	2,064	4,558
総　　計	9,603	2,597	13	148	12,361	2,497	4,163	156	0	2,087	8,903

障害区分	計
身体障害	25,749
知的障害	13,266
総 計	39,015

（令和8年3月31日現在）

※「相談」件数は、電話相談による件数も含む。

イ （総合）精神保健福祉センター

総合精神保健福祉センター（中部、多摩）及び精神保健福祉センターは、都民の精神保健の向上並びに精神障害者の医療の充実、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る目的で設置した、地域精神保健福祉活動の中核的施設である。

中部総合精神保健福祉センターは区部西南部地域を、精神保健福祉センターは区部東北部及び島しょ地域を、多摩総合精神保健福祉センターは多摩地域を担当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく業務及び通所訓練等を行っている。（実施主体：東京都）

（総合）精神保健福祉センター技術指導・援助等実績　　（令和８年３月３１日現在）

区　　分	保健所その他への技術指導･援助	教育研修会	相談件数	訪問指導（再 掲）
中部総合精神保健福祉センター	2,886件	41回	13,146件	39(件)
多摩総合精神保健福祉センター	2,745件	32回	8,549件	1(件)
精神保健福祉センター	3,045件	9回	9,821件	6(件)

ウ 高次脳機能障害支援普及事業（平成18年度事業開始）

高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、区市町村や関係機関等とのネットワークの構築及び広報・啓発により、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。

また、区市町村や関係機関等との地域支援ネットワークの充実を図るため、高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会を設置する。（実施主体：東京都（心身障害者福祉センター））

さらに、高次脳機能障害の特性に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図るため、高次脳機能障害のリハビリの中核を担う病院にコーディネーターを設置し、圏域内の区市町村と連携し、関係機関に対する高次脳機能障害への理解促進や連携体制の強化の働きかけを行う。（実施主体：東京都）

加えて、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成するため、高次脳機能障害支援養成研修を実施する。（実施主体：東京都）

エ 高次脳機能障害者緊急相談支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成21年度事業開始）

高次脳機能障害の特性に応じた相談支援を充実させるため、障害者週間等の中で、当事者及び家族による高次脳機能障害者を対象とする地域での特別相談の体制整備を図る。(実施主体：区市町村)

オ 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業（平成19年度事業開始）

地域ネットワークの充実及び支援体制の整備のため、高次脳機能障害者支援員を各区市町村に配置し、高次脳機能障害に関する相談、関係機関との連携、社会資源の把握・開拓及び広報普及啓発を実施する。(実施主体：区市町村､実績：45か所)

カ 発達障害者支援センター（平成14年度事業開始）

自閉症等の発達障害を有する人や家族、関係施設・機関等を対象に、医療、保育、教育、就労、福祉等の相談支援を行うとともに、発達支援、研修等を実施し、地域における支援体制の整備の推進、発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図る。(実施主体：東京都（社会福祉法人嬉泉・公益財団法人神経研究所に委託））

キ 発達障害者支援体制整備推進事業（平成22年度事業開始）

発達障害児（者）のライフステージを通じた支援手法の開発に向けた区市町村モデル事業の成果の普及を図るとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者など専門的人材の育成を行うことで、発達障害者支援体制の充実を図る。(実施主体：東京都)

ク ペアレントメンター養成・派遣事業（平成29年度事業開始）

子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児（者）の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成する区市町村を支援するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。(実施主体：東京都)

ケ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業（令和２年度事業開始）

地域における発達障害の診断待機を解消するため、専門性の高い医療機関を中心としたネットワークを構築し、地域の医療機関に対して実地研修等を実施することで、発達障害を早期に診断する体制を確保する。(実施主体：東京都)

コ 発達障害児等巡回支援専門員整備事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

保育所や放課後児童クラブ等の子供やその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ると共にインクルージョンを推進する。（実施主体：区市町村）

サ 発達検査体制整備支援事業（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

誰もが安心して発達検査を受けられる体制を整備するため、検査体制の充実を図る区市町村に対する支援や、医療機関の初診待機解消に係る経費の補助、保護者への情報提供を行うとともに、区市町村が実施するデジタルツール等を活用した発達障害児支援に要する経費を補助する。（実施主体：東京都、区市町村）

シ 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）

(ｱ) 乳幼児期の早期発見支援システムの構築（平成22年度事業開始）

発達障害に対する拠点の整備や関係機関連携など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援する。(実施主体：区市町村)

(ｲ) 成人への支援の取組（平成23年度事業開始）

区市町村における成人期発達障害者支援についての取組を支援することにより、発達障害者のライフステージに応じた支援体制の整備を推進する。（実施主体：区市町村）

ス 地域における発達障害児（者）支援体制あり方検討（令和８年度事業開始）【新規】

都を取り巻く環境の変化に対応し、地域の実情に応じた切れ目のない支援体制の整備を一層進めるため、都における発達障害児（者）支援体制の在り方を検討する。（実施主体：東京都）

セ 精神的健康の保持・増進

保健所において、精神保健福祉相談・訪問を実施するほか、関係機関及び関係団体との連携

を強化し、精神障害者に対する地域ケアの充実と、地域住民の心の健康の保持・増進を図っている。(実施主体：東京都)

ソ 思春期・青年期に係る相談等

ひきこもり、家庭内暴力等、思春期・青年期の心の問題に対して、（総合）精神保健福祉センターを中心に、保健所、教育相談所、児童相談所等の関係機関で連携し、当事者や家族に対する総合的な援助体制の確立を目指している。あわせて、思春期・青年期問題に関する講演会への講師派遣、リーフレット配布等の普及啓発活動や思春期問題専門研修を実施している。(実施主体：東京都)

タ 普及啓発活動

（総合）精神保健福祉センター、保健所における普及啓発活動のほか、東京都精神保健福祉民間団体協議会及び東京都精神保健福祉協議会への委託により、刊行物の発行、講演会等を実施している。(実施主体：東京都)

チ 夜間こころの電話相談事業（平成18年度事業開始）

こころの健康づくりを進めるため、相談体制が十分でない夜間に専門職（精神保健福祉士、臨床心理士等）による電話相談を実施し、うつ等の精神疾患患者の病状悪化や自殺の防止を図っている。(実施主体：東京都（特定非営利活動法人メンタルケア協議会に委託））

ツ　ＳＮＳを活用した精神保健福祉相談（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

ＬＩＮＥを活用した精神保健福祉相談窓口を設け、若年層をはじめとした悩みを抱える方に対応するとともに、必要に応じて各種相談支援機関につなげることで、相談体制の充実を図る。（実施主体：東京都（特定非営利活動法人メンタルケア協議会に委託））

テ 災害時こころのケア体制整備事業（平成28年度事業開始）

大規模災害等の緊急時、被災地においてこころのケアに関する対応が円滑かつ迅速に行われるよう、精神科医療及び精神保健活動への支援体制を整備し、災害支援体制の強化を図る。（実施主体：東京都）

ト 災害時精神科医療体制整備事業（令和元年度事業開始）

災害時において、被災病院から入院患者を受け入れる医療機関を「災害拠点精神科病院」及び「災害拠点精神科連携病院」に指定し、災害時の精神科医療提供体制の強化を図る。(実施主体：東京都)

ナ 災害拠点精神科病院等自家発電設備等整備強化事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院に対し、自家発電設備等の整備に係る費用を一部補助することで、被災病院からの入院患者受入れにおける診療機能の維持を図る。（実施主体：東京都）

ニ 精神科病院における虐待防止の推進（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

改正精神保健福祉法に対応するため、精神科病院における虐待通報窓口を設置するとともに、精神科病院が勤務スタッフによる入院患者への虐待を防止又は早期発見できる体制を構築でき

るよう、病院側の体制整備を支援するための研修を実施する。（実施主体：東京都）

ヌ 依存症対策の推進（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

依存症対策に係る計画の進行管理や情報の発信、関係機関の連携強化の取組、ギャンブル等依存症問題啓発週間及びアルコール関連問題啓発週間等に合わせた普及啓発・相談、依存症ポータルサイトの運営を通じ、依存症対策の一層の推進を図る。(実施主体：東京都)

ネ 精神保健福祉センター業務のＤＸ化（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

精神保健福祉センターにおける相談業務、デイケア、アウトリーチに係る記録の作成等をＤＸ化することで、利用者支援の対応力強化を図る。

また、こころの電話相談等を一元化・システム化し、効率的な運用を行うとともに、相談員のスキルアップを図る。（実施主体：東京都）

ノ 障害児（者）地域療育等支援事業（平成９年度事業開始）

在宅の心身障害児（者）の地域における生活を支えるため、地域療育等支援施設において、訪問や外来による療育指導、地域の施設職員の療育技術の指導などを行っている。(実施主体：東京都、実績：６か所)

ハ 聴覚障害児支援のための体制整備事業（令和３年度事業開始）【2050東京戦略】

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、関係機関等との協議会を設置し、難聴児の支援充実に向けた検討を行うとともに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。(実施主体：東京都)

ヒ 東京都障害者相談支援体制整備事業（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進する。(実施主体：東京都)

フ 特定相談連携機能強化支援事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者の地域移行を促進するため、地域の受け皿の情報集約拠点である特定相談支援事業者が関係機関等と連携して活動するための経費を補助する区市町村の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

ヘ 一般相談連携機能強化支援事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

精神障害者の精神科病院からの地域移行等、障害者の地域移行・定着を促進するため、一般相談支援事業者が保健所等と連携するための経費を補助する区市町村の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

(2) 障害者施策推進区市町村包括補助事業（平成19年度事業開始）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に資する事業を支援することにより、東京都における福祉保健施策総体の向上を図る。（実施主体：区市町村、規模：令和７年度予算額10,000,000千円）

対象事業

区　分	事　　業
1　先駆的事業	新たな課題に取り組む障害者分野の試行的事業で、次に例示するもののほか、区市町村独自の創意工夫によるもの (1) 障害者情報コミュニケーション普及啓発促進事業
2　選択事業	(1) グループホーム等防災対策助成事業 (2) 高次脳機能障害者緊急相談支援事業 (3) 重度身体障害者グループホーム事業 (4) 区市町村障害者就労支援事業 (5) 障害者（児）短期入所事業（都加算） (6) 東京都認定短期入所事業 (7) 障害者施設等基盤整備事業 (8) 障害者による地域緑化推進事業 (9) 地域活動支援センター機能充実事業 (10) 精神障害者社会復帰支援事業 (11) 障害者単身生活サポート事業 (12) 移動支援事業の利用促進事業 (13) 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 (14) 聴覚障害者避難時等誘導表示整備促進事業 (15) 作業所等経営ネットワーク支援事業 (16) 経営コンサルタント派遣等事業 (17) 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（成人期） (18) ヘルプカード活用促進事業 (19) 障害者地域生活移行・定着化支援事業 (20) グループホーム地域ネットワーク事業 (21) 中等度難聴児発達支援事業 (22) 精神障害者アウトリーチ支援事業 (23) 障害福祉サービス等医療連携強化事業 (24) 区市町村ヘルプマーク活用推進事業 (25) 障害者（児）施設防犯緊急対策事業（障害福祉サービス事業所等） (26) 医療連携型グループホーム事業 (27) 障害児支援体制整備促進事業 (28) 都外施設入所者地域移行特別支援事業 (29) 区市町村障害福祉人材確保対策事業 (30) 差別解消支援地域協議会活動促進事業 (31) 手話人口の裾野拡大支援事業 (32) 地域生活支援拠点における緊急時受入体制支援事業 (33) 地域生活支援拠点連携強化支援事業 (34) 障害者グループホーム地域連携推進事業 (35) その他事業 区市町村が地域の特性を踏まえ、障害者分野において独自に企画して実施するもの
3　一般事業	(1) 障害者グループホーム支援事業 (2) 児童発達支援センターサービス推進事業 (3) 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業 (4) 重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業 (5) 重度心身障害者（児）地域生活支援用具給付事業 (6) 重度身体障害者等救急通報システム事業 (7) 重度心身障害者住宅火災通報システム事業 (8) 福祉避難所情報伝達等支援事業

(3) 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保

ア 障害者・障害児地域生活支援３か年プラン（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者の地域での生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の２分の１を特別に助成（通所施設等の日中活動の場については、利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアなどの多様なニーズに対応するもの及び地域生活支援の拠点の整備が対象）し、地域生活の基盤整備を促進する。

重度障害者に対する地域支援の推進を図るため、重度障害者に対応できる地域居住の場（障害者グループホーム）、日中活動の場（生活介護）、在宅サービス（短期入所）を整備する場合に重度対応特別単価を適用し、計画的な整備を促進する。

また、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、未設置地域における整備費補助額を上乗せし、障害児の支援体制の構築を推進する。（実施主体：社会福祉法人等）（３か年の目標7,940人分）

(ｱ) 地域居住の場（グループホーム）の整備（３か年で2,700人増）

(ｲ) 日中活動の場（通所施設等）の整備（３か年で5,100人増）

(ｳ) 在宅サービス（短期入所）の充実（３か年で140人増）

(ｴ) 障害児支援（児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所）の充実（３か年で各区市町村に少なくとも１か所以上）

(ｵ) 地域居住の場（グループホーム）における重度対応（３か年で1,000人増）

(ｶ) 日中活動の場（生活介護）における重度対応（３か年で2,600人増）

(ｷ) 在宅サービス（短期入所）における重度対応（３か年で1,500人増）

イ 障害者（児）施設の防災・減災対策推進事業（令和元年度事業開始）

大規模停電時に医療的配慮が必要な利用者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備や、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等の経費を補助することで、障害者（児）施設の防災・減災対策を推進する。(実施主体：東京都)

ウ 障害者（児）施設防犯緊急対策事業（障害福祉サービス事業所等）（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成29年度事業開始）

障害福祉サービス事業所等に対して、防犯設備の設置に係る費用の一部を補助することで、利用者の安全確保を図る。（実施主体：区市町村）

エ 地域移行促進コーディネート事業（平成25年度事業開始）【2050東京戦略】

都内・都外の入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行の困難ケースへの働きかけを行う等、施設入所者の地域移行を促進するほか、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する地域の受け皿を掘り起こす等、地域移行が円滑に進むよう支援する。(実施主体：東京都)

オ 都外施設入所者地域移行特別支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平

成29年度事業開始）

地域生活への移行を希望する都外の入所施設利用者が、都内の希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、都外の入所施設利用者を受け入れた都内のグループホームに対して地域生活当初の支援に要する経費の一部を補助し、地域生活への移行と定着を支援する。(実施主体：区市町村)

カ　障害者地域生活移行・定着化支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成24年度事業開始）

地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者等が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、グループホームへの移行後の相談援助等について支援するとともに、区市町村が障害者の地域生活の継続、入所者の地域生活移行の促進を目的とした普及啓発事業等、地域の実情に応じた取組を行うことを支援する。

また、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図る。(実施主体：区市町村)

キ 障害児入所施設協議体制整備事業（令和３年度事業開始）

福祉型障害児入所施設に入所中の児童が、円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるよう、関係機関からなる協議の場を開催する。(実施主体：東京都)

ク 精神障害者地域移行体制整備支援事業（平成24年度事業開始）【2050東京戦略】

指定一般相談支援事業者等に対し、専門的な指導・助言や人材の育成のための研修を行うほか、精神科病院に対してピアサポーターの更なる活用を働きかけるとともに、グループホームの専用居室を活用した体験宿泊等を通じて、入院患者が円滑な地域生活への移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行う。(実施主体：東京都)

ケ 精神障害者早期退院支援事業（平成26年度事業開始）

医療保護入院者へ地域援助事業者等を紹介し、本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会など医療保護入院者を地域生活に移行するために開催する会議へ地域援助事業者等に出席依頼を行うなど、地域援助事業者等との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対して支援を行う。(実施主体：医療法人等)

コ 精神保健福祉士配置促進事業（平成26年度事業開始）【2050東京戦略】

医療保護入院者の早期退院に向けた病院内外における調整や、退院支援計画の作成、退院支援委員会の開催など、医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行う。(実施主体：医療法人等)

サ 精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業（令和元年度事業開始）

指定特定相談支援事業所等に対して、精神障害者に対する地域移行支援等の知識や技術の習得に資する内容の研修を行い、事業所の資質の向上と拡大を図る。(実施主体：東京都)

シ 精神科医療地域連携事業（平成25年度事業開始）

精神障害者が地域で必要な時に適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、地域の関係機関を対象とした症例検討会などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図る。（実施主体：東京都）

ス アウトリーチ支援事業（平成22年度事業開始）

未治療や医療中断等で症状が悪化し家庭内や地域で問題行動があるなど、地域定着が難しい精神障害者に対して、区市町村等関係機関からの要請を受け、（総合）精神保健福祉センターに設置する「専門職チーム」が、地域の関係機関とともに計画的かつ集中的な支援を行うことで、地域生活の安定化を図るとともに、関係機関職員に対して支援技法の普及を図る。(実施主体：東京都）

セ 精神障害者アウトリーチ支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成28年度事業開始）

未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障害者に対し、医師等の専門職チームが訪問型支援を行うとともに、その後の地域生活への定着に向けた支援を継続的かつ計画的に実施するための体制整備を推進する。(実施主体：区市町村）

ソ 措置入院者退院後支援体制整備事業（令和元年度事業開始）

措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる体制を整備する。(実施主体：東京都）

タ 難治性精神疾患地域支援体制整備事業（令和元年度事業開始）

入院が長期化しやすい難治性の精神疾患を有する患者が、専門的治療等を受けながら地域で安心して生活できるよう、支援体制を構築する。(実施主体：東京都）

チ てんかん地域診療連携体制整備事業（令和３年度事業開始）

都のてんかん診療の拠点となる「てんかん支援拠点病院」を設置し、てんかん患者についての診療連携体制の整備を図る。(実施主体：東京都）

ツ 摂食障害治療支援体制整備事業（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

摂食障害の治療及び回復支援を目的として、「東京都摂食障害支援拠点病院」を設置し、摂食障害に関する普及啓発等を実施するとともに、関係機関との連携体制を整備する。（実施主体：東京都）

テ 心のサポーター養成事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

精神疾患の早期発見・早期対応を促進するとともに、精神障害者が必要なサービスの提供を受け、周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活できる体制を整備するため、各区市町村が円滑に「心のサポーター養成研修」を実施できるよう区市町村職員向け研修を実施する。（実施主体：東京都）

ト 入院者訪問支援事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

区市町村長同意による医療保護入院者等の生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築するための訪問支援員を養成し、本人の求めに応じ派遣する取組を実施する。（実施主体：東京都）

ナ 障害者グループホームの整備及び運営の支援（昭和53年度事業開始）

障害者の地域社会における自立生活を助長するため、生活の場を提供し、食事の提供その他必要な援助等を行うことにより、障害者の福祉の増進を図る。実績：入居定員16,048名（令和８年４月１日現在）

運営費補助：実施主体　市町村（区部は財政調整交付金）（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）

施設整備費補助：「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」により、重度者対応を行う障害者グループホームについて設置者負担の２分の１を特別に助成するとともに、強度行動障害者、重度重複障害者、医療的ケア者を受け入れる障害者グループホームについて重度対応特別単価を適用する。(実施主体：東京都)

ニ 障害者単身生活サポート事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成19年度事業開始）

地域での単身生活を希望する障害者（グループホーム入居者）に対し、賃貸契約による一般住宅又はグループホームのサテライト型住居への入居に必要な支援を行うとともに、地域で安心して障害者が暮らすために、関係機関との連携を図りながら、夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連携・調整等の必要な支援を行う。(実施主体：区市町村)

ヌ 重度身体障害者グループホーム事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成13年度事業開始）

重度の身体障害のため、家庭において日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を低額で利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、身体障害者の地域生活を支援する。（実施主体：市町村、実績：８か所（令和８年４月１日現在））

ネ グループホーム地域ネットワーク事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成27年度事業開始）

区市町村が選定する地域のグループホーム運営法人等が中心となって、グループホーム地域ネットワークを構築し、人材育成の支援やグループホーム相互及び関係機関との連携に向けた取組を行うことで、孤立化しやすいグループホームの支援体制を強化し、質の向上を図る。（実施主体：区市町村）

ノ　障害福祉サービス等医療連携強化事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成28年度事業開始）

医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等を実施し、地域の医療連携体制の強化を図る。(事業主体：区市町村)

ハ　医療連携型グループホーム事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成29年度事業開始）

グループホームにおいて医療的ケアが必要な障害者に医療支援を行う生活支援員等を配置するとともに、医療連携ケア会議の開催等により、受入促進に取り組む区市町村を支援する。（事業主体：区市町村）

ヒ 障害者グループホーム体制強化支援事業（令和元年度事業開始）【2050東京戦略】

身体や行動の特性上、特別な支援を必要とする重度の障害者を受け入れるために、手厚い職員配置を行うグループホームの体制確保を支援し、サービスの質の向上を図る。(実施主体：東京都)

フ 障害者グループホーム地域連携推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

グループホームの質の向上につなげるため、事業所が実施する地域連携推進会議に参画する区市町村の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

ヘ 強度行動障害者等受入れ環境整備事業（令和８年度事業開始）【新規】【2050東京戦略】

グループホーム及び短期入所における強度行動障害の特性に応じた居室環境等を整備することにより、強度行動障害者などの重度障害者の受入促進を図る。（実施主体：東京都）

ホ　重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（昭和60年度事業開始）

在宅の重度身体障害者（児）に対し、その者の居住する住宅の設備改善に要する費用を給付し、日常生活の利便を図る。(実施主体：区市町村（区部は一部財政調整交付金））

給付種目：屋内移動設備

マ　地域生活支援拠点における緊急時受入体制支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

地域生活支援拠点を整備し、拠点となる短期入所事業所に有資格の支援員等を配置するなど、緊急時に重度障害者（児）を確実に受け入れる体制確保に取り組む区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

ミ　地域生活支援拠点連携強化支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、緊急時の受入対応、専門人

材の確保・養成等の機能を有する地域生活支援拠点における連携強化に取り組む区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

ム 障害者支援施設等物価高騰緊急対策事業（令和４年度事業開始）

物価高騰に直面する障害者支援施設等の負担軽減に向けた緊急対策として、支援金を支給する。（実施主体：東京都）

メ 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業（令和４年度事業開始）

物価高騰に直面する障害福祉サービス事業所の負担軽減に向けた緊急対策として、支援金を支給する。（実施主体：東京都）

(4) 保健・医療サービスの充実

ア 重症心身障害児（者）等の療育体制の整備

(ｱ) 重症心身障害児等在宅療育支援事業（平成22年度事業開始）

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児に対して、訪問健康診査及び訪問看護を実施するほか、ＮＩＣＵ等の医療機関に入院中の重症心身障害児等について、在宅に円滑に移行できるよう入院中から相談等の支援を行う。

また、重症心身障害児（者）等に対応できる訪問看護ステーションの拡充を図るとともに、在宅支援に係る関係機関の連携を推進する。(実施主体：東京都（社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会に委託）、実績：在宅重症心身障害児（者）等訪問事業　訪問健康診査12件、訪問看護等延べ8,720件、在宅療育相談延べ4,503件、訪問看護師等育成研修（令和７年度はオンデマンド及び一部リアルタイム配信形式にて実施）基礎編265人、実践編333人、在宅移行編319人、訪問実習７人、在宅療育支援地域連携会議２回）

(ｲ) 障害児（者）ショートステイ事業（病床確保・受入促進員配置）（平成15年度・平成22年度事業開始）【2050東京戦略】

ショートステイ実施施設（都立医療型障害児入所施設を除く。）において、都として病床を確保するとともに、高い看護技術を持った看護師等を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児(者)の積極的な受入れの促進を図る。(実施主体：東京都)

(ｳ) 障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開設支援）（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

都内の病院、診療所、介護老人保健施設等に対して医療型短期入所の開設を促す個別訪問等を実施するとともに、新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行う。(実施主体：東京都（民間事業者に委託））

(ｴ) 障害者（児）ショートステイ事業（医療機器等整備費補助）（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

新たに医療型短期入所事業に参画する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための

環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れの促進を図る。(実施主体：東京都)

(ｵ) 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）（平成22年度事業開始）【2050東京戦略】

医療型重症心身障害児（者）通所事業所（都立を除く。）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。(実施主体：東京都)

(ｶ) 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業（平成21年度事業開始）

医療型障害児入所施設等（旧重症心身障害児施設）における看護師の不足を解消するため、職場の魅力を高めて、看護師の確保・定着を目的とした対策事業を実施し、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。（実施主体：東京都、実績：研修　延べ231人（東京都重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修）・４施設（認定看護師認定派遣研修）・延べ4,233人（看護師基礎講座））

ａ　研修制度の充実及び資格取得の機会の提供により、看護師のキャリア開発の支援を行う。

ｂ　看護師募集対策の充実及び勤務環境の改善により、看護師の確保・定着を図る。

(ｷ) 在宅レスパイト・就労等支援事業（平成25年度事業開始・令和４年度事業再構築）【2050東京戦略】

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養又は離職防止等を図ることにより、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家族の福祉の向上を図る。(実施主体：区市町村)

(ｸ) 医療的ケア児日中預かり支援事業（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児等の保護者が安心して就労できる環境を整備する。(実施主体：東京都)

(ｹ) 医療的ケア児に対する支援のための体制整備事業（平成29年度事業開始）【2050東京戦略】

医療的ケア児の支援に携わる関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児等コーディネーターの養成及び障害児通所支援施設において医療的ケア児等に対応できる看護職員を育成するための研修等を行い、在宅の医療的ケア児等に対する支援体制を整備する。(実施主体：東京都)

また、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及びその家族、地域に対して相談支援や情報提供を行う。（実施主体：東京都（東京都立大塚病院、東京都立小児総合医療センターに委託））

さらに、区市町村が実施する医療的ケア児等総合支援事業及び医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業に要する経費の一部を補助し、事業の円滑な執行を図る。（実施主体：区市町村）

(ｺ) 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図る。(実施主体：東京都（医療法人等へ委託））

(ｻ) 医療的ケア児ペアレントメンター事業（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援する。（実施主体：東京都）

(ｼ) 進行性筋萎縮症検診委託（昭和46年度事業開始）

在宅の進行性筋萎縮症患者の検診、相談等を定期的に実施し、症状の正しい認識と機能訓練や治療介護の方針を与え、患者の福祉向上を図る。(実施主体：東京都（一般社団法人東京都筋ジストロフィー協会に委託）、実績：巡回医療検診 年２回（28名）、訪問検診 年12回（３名／回）、通院検診 年18回（３名／回）、定期家族検診 年１回（１泊２日：33名）、刊行物による生活指導 年３回（300部／回））

(ｽ) 重症心身障害児施設における看護師採用支援事業（令和７年度事業開始）

看護学校訪問等による看護師確保対策を行うとともに、都立療育施設の看護師の確保・定着に向けた採用ポータルサイトの構築や就職説明会等を実施し、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。

(ｾ) 重症心身障害児施設における医師等確保対策事業（令和７年度事業開始）

医師用の宿舎の借上げや、医師や看護師等の学会参加に係る経費の支援を実施するなど、都立療育施設の医師等の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。

イ 精神科医療サービス提供体制の整備

(ｱ) 医療費助成

ａ 自立支援医療費（精神通院医療）の助成（昭和40年度事業開始）

精神障害の適正な医療の普及を図るため、障害者総合支援法第58条及び同法施行細則第13条に基づき、通院医療費の助成を行う。(実施主体：東京都、実績：認定者数 321,196人（令和８年３月31日現在））

ｂ 小児精神障害者入院医療費の助成（昭和46年度事業開始）

小児精神障害の早期発見を推進するため、18歳未満の精神障害者（その後も引き続き医療を必要とする場合は20歳未満までの方）の入院医療費の患者負担分（入院時食事療養費は除く。）を助成する。（実施主体：東京都、実績：認定件数17件）

(ｲ) 精神障害者措置入院診察（昭和51年度事業開始）及び措置患者医療費公費負担（昭和25年度事業開始）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条の規定に基づき、申請、通報又は届出のあった者について、精神保健指定医による診察を行い、精神障害者の医療及び保護を実施し

ている。診察の結果、精神障害に基づく自傷他害のおそれがあると認められたときは、知事はその者を国・都立病院又は指定病院（同法第19条の８）に措置入院させることができる。

同法第29条第１項及び第29条の２第１項の規定により、知事が措置入院させた精神障害者の入院に要する費用は、他の法律による医療の給付が受けられる場合を除き、４分の３を国が負担し、残りの４分の１を都が負担している。(実施主体：東京都)

（令和7年度）

通 報 等	診　察	措置入院
4,206件	2,332件	1,777件

(ｳ) 精神科救急医療（昭和53年度事業開始）

公立及び民間病院等の協力を得て、夜間休日の精神科救急医療を実施している。都内４ブロック体制により、４都立病院が担当しているほか、民間精神科病院等に後方病床を確保している。

また、平成14年度からは、診療所・民間病院等の協力により、初期救急、身体合併症を含む二次救急に対応するための病床等を確保し、救急医療体制の充実を図っている。(実施主体：東京都（医療法人等へ委託））

令和7年度4都立病院受付分

入 院	外 来	その他 （電話対応等）
1,078件	323件	14件

(ｴ) 精神科身体合併症診療委託（昭和56年度事業開始）

精神科病院に入院中で身体疾患を併発した精神障害者の医療を確保するため、公立及び民間精神科病院の協力を得て、精神科身体合併症医療を実施している。(実施主体：東京都)

令和7年度取扱患者数

Ⅰ 型	Ⅱ 型	Ⅲ 型	Ⅳ 型	合 計
33人	328人	344人	0人	705人

Ⅰ型:夜間休日救急医療　　Ⅲ型:平日昼間の身体科医療
Ⅱ型:平日昼間の症状逼迫時の緊急対応　　Ⅳ型:Ⅰ型からの後方医療

(ｵ) 地域精神科身体合併症救急連携事業（平成27年度事業開始）

精神障害者が身体疾患に罹患した際に、地域で迅速かつ適正な医療が受けられるよう、精神科医療機関による一般救急医療機関からの相談・受入体制の整備を図るとともに、一般救急医療機関と精神科医療機関との地域における相互連携体制の強化を図る。(実施主体：東京

都（医療法人等へ委託））

(ｶ) 精神医療審査会（昭和63年７月設置）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定に基づき、精神障害者の入院の要否及び退院等の請求に関する審査を行うため、東京都精神医療審査会を設置している。審査会の事務は、中部総合精神保健福祉センターで行っている。(実施主体：東京都)

（令和7年度）(単位:回、件)

開催回数	措置入院決定 報告書審査	入院届審査	更新届審査	定期病状 報告審査	退院等 請求審査
総　会　1 合議体125	1,907	19,604	13,730	167	247

(ｷ) 医療施設近代化施設整備費補助（平成５年度事業開始）

精神科病院における患者の療養環境、衛生環境等の改善を進めるための整備費補助を実施している。(実施主体：医療法人等)

(ｸ) 身体合併症(慢性維持透析)に係る医療提供体制の確保事業(令和６年度事業開始)

入院患者に他の医療機関を受診させて維持透析を実施する精神病床を有する医療機関に対して、外来通院に係る費用を補助し、身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保を図る。（実施主体：東京都）

(ｹ) 精神科医療機関における外国人対応支援事業（令和８年度事業開始）【新規】【2050東京戦略】

都内精神科医療機関が外国人患者に必要な医療を適切に提供できるよう、研修等を実施することにより、外国人患者への対応力向上を支援する。（実施主体：東京都）

(5) 地域生活を支えるサービス基盤の整備

ア 在宅生活を支えるサービスの充実

(ｱ) 居宅介護等事業（昭和41年度事業開始）

障害のため、日常生活を営むのに支障がある障害者（児）の家庭等に、ホームヘルパーを派遣して日常生活を営むのに必要なサービスを提供することにより、障害者（児）の自立と社会参加を支援する。(実施主体：区市町村)

(ｲ) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業（平成25年度事業開始）

重度障害者の割合が著しく高い等の理由で、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準額を超えている市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援する。（実施主体：市町村）

(ｳ) 重度脳性まひ者介護事業（昭和49年度事業開始）

都内に居住する20歳以上の重度の脳性まひ者で、その障害の程度が身体障害者手帳１級であり、単独で屋外活動をすることが困難な者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行

う。(実施主体：区市町村)

(ｴ) 障害者（児）ショートステイ事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（昭和55年度事業開始）

居宅において介護者が病気等により、介護が困難になった障害者(児)につき、短期入所による支援を行う。

事　　項	障害者(児)ショートステイ	東京都認定ショートステイ
対　　象	在宅の障害者(児)	在宅の障害者(児)
実施主体	区市町村	※ 市町村

※区部は財政調整交付金
施設整備費補助:「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」により、設置者負担の2分の1を特別に助成する。

(ｵ) 短期入所開設準備経費等補助事業（平成26年度事業開始）

障害者（児）の地域生活支援の更なる推進を図るため、賃貸物件等を活用した短期入所の新設・増設に係る準備経費への補助を行う。(実施主体：東京都)

(ｶ) 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業（平成24年度事業開始）

心身に障害のある児童に対し、通所により適切な支援を行うことにより、日常生活における基本的な動作の習得及び集団生活への適応を図る。(実施主体：区市町村)

(ｷ) 障害児の放課後等支援事業（令和３年度事業開始）【2050東京戦略】

重症心身障害児や医療的ケア児に対する放課後等支援の充実を図るため、サービス提供時間の延長や専門職の配置、送迎支援等に取り組む区市町村を支援する。

また、医療的ケア児を受け入れるために必要となる看護師を国基準等より手厚く配置した場合には、基本補助とは別に補助する。(実施主体：区市町村)

(ｸ) 長期休暇期間中の障害児の居場所づくり促進事業（令和８年度事業開始）【新規】【2050東京戦略】

障害児が身近な地域で支援を受けられ、保護者が就労継続できるよう、学校の長期休暇期間中の朝の時間帯等に障害児の居場所を確保する区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

(ｹ) 都型放課後等デイサービス事業（令和４年度事業開始）【2050東京戦略】

都で定める基準を満たす事業者に対し、運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上を図る。(実施主体：東京都)

(ｺ) 障害児通所支援事業所における安全対策支援事業（令和４年度事業開始）

置き去り等の事故防止に資する機器の設置を支援する等、子供の安全・安心を確保するための事業所の取組を支援する。(実施主体：東京都)

(ｻ) 児童発達支援事業所等利用支援事業（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

児童発達支援事業所等を利用した際の自己負担分について、無償化を図る。（実施主体：東京都）

(ｼ) 児童発達支援センター地域支援体制強化事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

児童発達支援センターの機能強化の取組を支援することにより、障害児の地域支援体制整備の促進を図る。

また、地域の障害児通所支援事業所等で、機能訓練担当職員の配置が進むよう、研修経費の一部を補助する。（実施主体：東京都）

(ｽ) 区市町村障害者の居場所づくり促進事業（令和８年度事業開始）【新規】【2050東京戦略】

障害者の社会参加や家族の就労継続等のニーズに対応するため、日中の通所サービス利用後の夕方の時間帯等に障害者の居場所の確保に取り組む区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

イ 日中活動の場の整備

(ｱ) 通所施設の整備（平成18年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者の地域での自立生活を支援するため、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動の場の整備を促進する。

施設整備費：「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」により、設置者負担の２分の１を特別に助成するとともに、重度障害者（強度行動障害者、重度重複障害者、医療的ケア者）を受け入れる、生活介護及び短期入所について重度対応特別単価を適用する。(実施主体：社会福祉法人等)

(ｲ) 定期借地権の一時金に対する補助（平成24年度事業開始）

公有地又は民有地に定期借地権を設定して障害者（児）施設の整備を行う事業者に対して、定期借地権設定に際して土地所有者に支払う一時金の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進する。(実施主体：社会福祉法人等)

(ｳ) 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業（平成26年度事業開始）

国有地又は民有地を借り受けて障害者（児）施設の整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進する。(実施主体：社会福祉法人等)

(ｴ) 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成24年度事業開始）

在宅の重症心身障害児（者）が地域で安心して生活できるよう適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて通所施設への支援を行う。(実施主体：区市町村)

(ｵ) 障害者日中活動系サービス推進事業（令和５年度から障害者施策推進区市町村包括補助事業より単独事業化）

障害者総合支援法に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の各サ

ービスの運営に要する経費の一部を補助することを通じて、地域においてこれらのサービスを利用する障害者の福祉の向上を図る。(実施主体：区市町村)

(ｶ) 精神障害者社会復帰支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成19年度事業開始）

地域の精神障害者に対する相談支援の充実強化を図るため、地域の実態等の把握及び各種の啓発普及を行うとともに、地域に積極的に出向くなどの方法により、日常生活の支援、地域交流等を実施する。(実施主体：区市町村)

(ｷ) 障害児支援体制整備促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成30年度事業開始）

区市町村が障害児福祉計画に基づき実施する、児童発達支援センター、保育所等訪問支援及び主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの立上げに係る取組又は事業者に対する支援に要する経費を補助することにより、障害児支援の体制整備の促進を図る。(実施主体：区市町村)

ウ コミュニケーション支援等

(ｱ) 手話のできる都民育成事業

ａ 手話のできる都民育成事業（平成26年度事業開始）【2050東京戦略】

手話に関する普及啓発を行うことにより、手話人口の裾野を拡大するとともに、聴覚障害に対する理解促進を図る。(実施主体：東京都、令和７年度実績：ブックレット35,000部)

ｂ 手話通訳者養成事業（昭和45年度事業開始）

手話等の指導を行うことにより、手話通訳者及び手話のできる都民を養成し、聴覚障害者の福祉増進を図る。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会に委託）、実績：255人）

(ｲ) デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

都の施設等に来庁した聴覚障害者に対して、スマートフォンやタブレットによる遠隔手話通訳サービス等を行うとともに、遠隔手話通訳等を活用し本人に代わって都の担当部署に電話するサービスを提供する。(実施主体：東京都)

(ｳ) 中途失聴・難聴者コミュニケーション事業（昭和57年度事業開始）

要約筆記者を養成するとともに、中途失聴・難聴者の読話技術等の習得を図る。(実施主体：東京都（社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会に委託）、実績：要約筆記者養成講習23人、読話講習７人)

(ｴ) 東京都障害者デジタル技術支援総合基盤整備事業（平成21年度事業開始）

障害者、事業者等のデジタル技術の活用に関する相談支援を実施するとともに、地域における障害者のデジタル技術の活用を支援する体制を整備するため、障害者のデジタル技術活

用支援関係を担当する区市町村職員等に対し研修を実施し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。（実施主体：東京都（一般社団法人日本支援技術協会に委託）、実績：集合型88人、出張型27人）

(ｵ) 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（昭和46年度（点訳）、昭和57年度（朗読）、昭和58年度（専門点訳）事業開始）

点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導する。（実施主体：東京都（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合に委託）、実績：24人）

(ｶ) 聴覚障害者コミュニケーション機器貸出事業（昭和58年度事業開始）

聴覚障害者が健聴者との意思疎通又は社会活動等に係る知識の習得のため、必要とするコミュニケーション機器を貸し出す。(実施主体：東京都（社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会に委託））

貸出機器：オーバーヘッドプロジェクター、ビデオプロジェクター及びヒアリングループ

(ｷ) 聴覚障害者意思疎通支援事業（平成26年度事業開始）

意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者の広域的な移動を円滑にする環境を整えるとともに、障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事に意思疎通支援者を派遣する。(実施主体：東京都（社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会に委託））

(ｸ) 視覚障害者等用図書レファレンスサービス事業（昭和58年度事業開始）

視覚障害者等からの点字、録音図書、その出版等に関する照会に対し、これらに関する情報を提供することにより、教養・文化の向上に資する。(実施主体：東京都（社会福祉法人日本点字図書館に委託））

(ｹ) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業（平成８年度事業開始）

盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣することにより、盲ろう者のコミュニケーション及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進する。(実施主体：東京都（特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会に委託）、実績：年間通訳派遣時間50,210時間（令和７年度末時点））

(ｺ) 盲ろう者支援センター事業（平成21年度事業開始）【2050東京戦略】

東京都に在住する盲ろう児・者の地域における自立した生活を支援するために、盲ろう者支援センターを設置し、総合相談支援事業、社会参加促進事業、訓練事業、専門人材養成事業等を実施する。(実施主体：東京都（特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会に委託））

(ｻ) 視覚障害者等用図書製作貸出事業（昭和37年度事業開始）

視覚障害者等に対し、点字図書・録音図書等を製作し、貸出し又は交付することにより、教養・文化の向上に資する。(実施主体：東京都（社会福祉法人日本点字図書館に委託））

(ｼ) 字幕入映像ライブラリー事業（昭和60年度事業開始）

字幕入ビデオカセットテープ又はＤＶＤの製作・貸出しを行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上に資する。(実施主体：東京都（社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

に委託))

(ｽ) 視覚障害者ガイドセンター運営事業（平成２年度事業開始）

重度の視覚障害者が都道府県間等をまたがって外出する場合に、目的地においてガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整を行うガイドセンターを設置する。(実施主体：東京都（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合に委託））

(ｾ) 失語症者向け意思疎通支援者養成事業（平成30年度事業開始）

失語症のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図る。(実施主体：東京都（一般社団法人東京都言語聴覚士会に委託））

(ｿ) 失語症者向け意思疎通支援派遣促進事業（令和６年度事業開始）

失語症者と意思疎通支援者が集うサロンの設置等、失語症者の意思疎通を支援するとともに、区市町村における意思疎通支援派遣に係る取組を支援する（実施主体：東京都（一般社団法人東京都言語聴覚士会に委託）、区市町村）

(ﾀ) 身体障害者（児）に対する補装具費の支給（昭和25年度事業開始）

種目：義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢保持装置等（実施主体：区市町村）

(ﾁ) 福祉避難所情報伝達等支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（令和５年度事業開始）

福祉避難所において、障害者に対して必要な情報伝達等が円滑に行えるよう、情報伝達機器の整備、導入等に取り組む区市町村を支援する。(実施主体：区市町村）

(ﾂ) 重度心身障害者（児）地域生活支援用具給付事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成19年度事業開始）

重度心身障害者（児）に対し、浴槽等の日常生活用具を給付し、もって日常生活を容易にする。（実施主体：市町村）

(ﾃ) 中等度難聴児発達支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成25年度事業開始）

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器等の購入費用の一部を助成し、もって難聴児の健全な発達を支援する。(実施主体：区市町村）

(ﾄ) 身体障害者補助犬給付事業（昭和44年度事業開始）

身体障害者に対し、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。

なお、平成20年４月から、身体障害者補助犬に関する相談窓口を開設している。(実施主体：東京都（民間団体に委託）、実績：５頭）

(ｹ) オストメイト社会適応訓練事業（昭和61年度事業開始）

オストメイト（人工肛門又は人工膀胱を永久的に造設した者）を対象としたストーマ衛生管理等に関する講習会を行うことにより、社会復帰の促進を図る。(実施主体：公益社団法人日本オストミー協会東京都協議会）

(ﾆ) 精神障害者都営交通乗車証の発行（平成12年度事業開始）

精神障害者の自立と社会参加を一層促進し、精神障害者福祉の向上を図ることを目的として、都内に居住する精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、有効期間２年の都営交通乗車証を発行する（平成20年４月から発行手数料無料）。(実施主体：東京都）

(ﾇ) 情報保障機器の普及促進事業（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者やその家族、区市町村職員等に対して、最新の情報保障機器等について積極的に情報提供することで、障害者の情報保障を推進する。(実施主体：東京都）

(ﾈ) 障害者の意思疎通のための情報保障機器等開発支援事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

対象者が少なく製品化が進まない情報保障機器を都の窓口に設置し、使用状況等を開発メーカー等へフィードバックすることにより、障害者に対応した機器の開発・普及促進を支援する。（実施主体：東京都）

(ﾉ) コミュニケーション・バリアフリー事業（令和７年度事業開始）

きこえない人やきこえにくい人の社会参画のため、対話型ＡＩコミュニケーションシステムの社会実装や普及促進、持続的な活動に向けた人材の確保・育成を図る。（実施主体：東京都）

(ﾊ) 障害者情報コミュニケーション普及啓発促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（令和８年度事業開始）【新規】

障害者による情報の十分な取得利用及び円滑な意思疎通の重要性について関心と理解を深め、適切な配慮ができるよう、区市町村の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

(6) 地域生活での安全・安心の確保

ア　重度身体障害者等救急通報システム事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成元年度事業開始）

ひとり暮らし等の重度身体障害者等に通報機器を給付又は貸与し、家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、外部に通報できるようにすることにより、あらかじめ組織化された地域協力体制等により速やかに援助を得て、在宅の重度身体障害者等の生活の安全を確保する。（実施主体：区市町村）

イ　重度心身障害者住宅火災通報システム事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）

（平成10年度事業開始）

居宅で火災にあったとき、火災警報器からの信号を外部に通報し、火災に対する迅速な消火活動及び当該障害者の救助等を行うことにより、在宅の重度心身障害者の人命安全対策を図る。（実施主体：区市町村）

ウ　聴覚障害者避難時等誘導表示整備促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成22年度事業開始）

公的機関の建物へ、聴覚障害者に配慮した避難誘導設備を整備することにより、火災等緊急時における聴覚障害者の安全な避難を確保する。(実施主体：区市町村)

エ　グループホーム等防災対策助成事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成21年度事業開始）

グループホーム及び短期入所を行う事業所に対し、防火設備の整備や防災訓練を開催する場合及び防災に関する講習会等へ参加する際の経費の一部を補助することにより、より安全なグループホーム等の推進を図る。(実施主体：区市町村)

オ 障害者・障害児の熱中症予防支援事業（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者・障害児を熱中症から守るため、区市町村が地域の実情に応じて実施する熱中症予防の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

(7) 経済的基盤の整備

ア　障害者（児）手当　　（単位：円、人）

<table>
<tr><th colspan="3">支 給 対 象</th><th>手当額(月額)
(令和8年4月1日現在)</th><th>受 給 者 数
(令和8年3月末日現在)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">都の制度</td><td>重度心身障害者手当</td><td></td><td>心身に重度の障害を有するため常時複雑な介護を必要とする者(ただし、65歳以上の新規申請を除く。)</td><td>60,000</td><td>8,767</td></tr>
<tr><td>心身障害者福祉手当</td><td></td><td>20歳以上の在宅の心身障害者で、次のいずれかに該当するもの(ただし、65歳以上の新規申請を除く。)
① 身体障害者手帳1･2級
② 愛の手帳1～3度
③ 脳性麻痺
④ 進行性筋萎縮症</td><td>15,500</td><td>36,146
〔市町村分(区部は財政調整交付金)〕</td></tr>
<tr><td rowspan="4">国の制度</td><td>障害児福祉手当</td><td></td><td>精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者</td><td>16,560</td><td>4,685</td></tr>
<tr><td>特別障害者手当</td><td></td><td>精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者</td><td>30,450</td><td>15,197</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別児童扶養手当</td><td>1級</td><td>おおむね身体障害者手帳1･2級又は愛の手帳1･2度相当に該当する20歳未満の児童を監護している父母等</td><td>58,450</td><td>6,369</td></tr>
<tr><td>2級</td><td>おおむね身体障害者手帳3級又は愛の手帳3度相当に該当する20歳未満の児童を監護している父母等</td><td>38,930</td><td>4,899</td></tr>
</table>

(注1)20歳以上の従来の福祉手当(国)を受給していた者で障害基礎年金と特別障害者手当の両方とも受給できないものは、障害児福祉手当と同様の手当が支給される。
(注2)特別児童扶養手当については、受給者数ではなく対象者数を記載している。

イ 心身障害者扶養共済制度（平成20年度事業開始）

障害者の生活の安定と福祉の向上及び障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図るため、一定の掛金を納めた保護者が死亡し、又は重度障害となった後、障害者へ終身年金を支給する任意加入の制度。（実施主体：東京都、実績：加入者数 1,354名（うち二口加入者786名）（令和８年３月31日現在））

４ いきいきと働ける社会の実現

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していく。

(1) 一般就労に向けた支援の充実・強化

ア 「東京チャレンジオフィス」の運営（平成28年度事業開始）【2050東京戦略】

「雇用にチャレンジ事業」（平成20年度事業開始）の実績やノウハウを踏まえ、都庁内に設置した「東京チャレンジオフィス」において、会計年度任用職員や短期実習生として受け入れた知的障害者及び精神障害者に対して、それぞれのニーズや適性に応じた就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援する。(実施主体：東京都)

イ 就労支援機関連携スキル向上事業（平成27年度事業開始）【2050東京戦略】

就労支援機関等を対象に、企業へのアプローチ・マッチング、就労定着支援及び精神障害者の就労定着支援に必要な医療機関との連携に必要な知識・スキルを付与する各種研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図る。(実施主体：東京都)

ウ 精神障害者就労定着連携促進事業（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

精神障害者就労定着支援連絡会を設置し、医療機関・就労移行支援事業所・企業等の連携を促進するとともに、各障害者就業・生活支援センターに医療機関連携コーディネーターを配置し、就労を希望する精神障害者を就労支援機関につなぎ、企業等への就労と定着の促進を図る。（実施主体：東京都）

エ 区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成12年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者の一般就労の機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるよう、就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、就労面と生活面の支援を一体的に提供する。(実施主体：市町村（区部は財政調整交付金）)

また、事業運営の強化として、施設経営者、職員、家族、利用者本人などへの就労移行に関する積極的な働きかけや企業開拓・企業支援などを行う「地域開拓促進コーディネーター」を平成19年度から配置している。(実施主体：区市町村、実績：51区市町（地域開拓促進コーディネーター：47区市町）)

オ 障害者就業・生活支援センター事業（平成18年度事業開始）

就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。(実施主体：東京都（社会福祉法人等に委託）、実績：６か所)

カ 重度身体障害者在宅パソコン講習事業（平成元年度事業開始）

在宅の重度身体障害者を対象に、インターネット等を利用してプログラミング技術を習得させることにより、社会参加の促進を図る。（実施主体：社会福祉法人東京コロニー）

(2) 福祉施設における就労支援の充実・強化

ア　作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成19年度事業開始）

利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が地域の複数の就労継続支援Ｂ型事業者等を取りまとめ、受注先開拓、役務等の共同受注、共同製品受注、共同製品開発に向けたネットワークの構築等の活動に取り組む場合に補助を行う。(実施主体：区市町村)

イ　障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成20年度事業開始）

公園や街路等における植栽、建築物等の屋上や壁面の緑化など、障害者が緑の創出に関する事業に従事することを通じてＣＯ２削減に貢献するとともに、障害者の就労機会の拡大を図る。（実施主体：区市町村）

ウ　経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（平成22年度事業開始）

都内の福祉施設の工賃水準を向上するため、区市町村がネットワークの中心となる事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップ推進経費を補助する。(実施主体：区市町村)

エ 工賃アップセミナー事業（平成22年度事業開始）【2050東京戦略】

福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃引上げや生産活動見直しのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運を醸成する。(実施主体：東京都)

オ 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業（平成25年度事業開始）【2050東京戦略】

受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する就労継続支援Ｂ型事業所に対して補助を行う。(実施主体：社会福祉法人等)

カ 区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築(平成30年度事業開始)【2050東京戦略】

各区市町村の就労継続支援Ｂ型事業所で構成されたネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図る。(実施主体：東京都)

キ 福祉・トライアルショップの展開（平成27年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者施設で作られた自主製品を販売するトライアルショップ「ＫＵＲＵＭＩＲＵ」（くるみる）を安定して運営するとともに、ネット通販を展開し、就労継続支援Ｂ型事業所の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上を図る。(実施主体：東京都)

ク 就労継続支援Ｂ型事業所マネジメント事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

就労継続支援Ｂ型事業所が工賃向上を目指す上で抱える様々な課題について、事業所の状況に応じて自ら解決できるよう伴走型支援を実施する。（実施主体：東京都）

ケ デジタル技術でつなぐ重度障害者の就労支援プラットフォーム事業（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

外出が困難で一般就労が難しい重度障害者のデジタル技術を活用した就労を支援するため、コーディネーターにより重度障害者や関係機関をつなぐとともに、専用ホームページにより、その支援ノウハウを還元し、重度障害者の就労の可能性を広げていく。（実施主体：東京都）

コ 就労継続支援Ａ型事業所経営適正化事業（平成30年度事業開始）

就労継続支援Ａ型事業所に対し、経営維持向上セミナーの実施やアドバイザーの派遣等により、企業的経営手法の導入を図ることで、収益性の向上や業務の効率化等、適正な運営に向けた取組を支援する。(実施主体：東京都)

サ 生産活動に係る営業開拓等支援事業（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

就労継続支援Ｂ型事業所に対し、事業所の状況に応じて、仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援する。(実施主体：東京都)

5 サービスを担う人材の養成・確保

障害福祉サービス等の質の維持・向上のため、これらのサービスを担う人材を安定的に確保し、育成・定着を図っていく。

(1) 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実

ア 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

職員住宅の借上げを支援することで、福祉・介護人材の確保定着を図るとともに、施設等による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進する。（実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団）

イ 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

都内の障害福祉サービス事業所等が職員の専門性の向上を図るため研修等を受講させる場合に、受講期間中の代替職員を派遣することで、福祉・介護職員の資質向上を図る。(実施主体：東京都（人材派遣会社に委託））

ウ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

障害福祉サービス事業所等で働く職員が国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助することにより、職員の育成及びサービスの質の向上を図る。（実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団）

エ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修を実施することで、事業所における職員の定着や資質の向上を図る。(実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託））

オ　障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業（令和元年度事業開始）【2050東京戦略】

奨学金返済相当額の手当支給と、計画的な人材育成に取り組む事業者を支援し、福祉・介護人材の確保・育成・定着を図る。（実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託））

カ 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業（令和元年度事業開始）【2050東京戦略】

福祉・介護職員処遇改善加算の取得等に係る助言・指導等を行うことにより、事業所における加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進し、職員の確保及び定着を図る。（実施主体：東京都（東京都社会保険労務士会に委託））

キ　区市町村障害福祉人材確保対策事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施）（令和２年度事業開始）【2050東京戦略】

区市町村が実施する障害福祉人材対策への支援を行うことで、地域社会を支える障害福祉人材の確保・育成・定着を図る。（実施主体：区市町村）

ク グループホーム従事者人材育成支援事業（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

グループホームの従事者向けの研修を実施することで、従事者の育成を支援し、もって虐待防止とサービスの質の向上を図る。（実施主体：東京都（社会福祉法人等に委託））

ケ 障害者支援施設等支援力育成等派遣事業（令和３年度事業開始）【2050東京戦略】

障害者支援施設等における、高齢・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、各施設へ専門職等を派遣し、施設の支援力強化を図る。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託））

コ 障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業（令和５年度事業開始）【2050東京戦略】

重度・高齢化が進む入所施設における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を推進するため、対象施設へのリハビリ職員の配置を促進し、支援の質の向上を図る。（実施主体：東京都（職能団体に委託））

サ　障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業（令和４年度事業開始）【2050東京戦略】

障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質の向上に向けた取組を促進するため、障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援する。（実施主体：東京都）

シ 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業（平成23年度事業開始）（再掲）

障害者支援施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施する（高齢者施策推進部事業と合同実施）。（実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託））

ス 東京都障害者ピアサポート研修事業（令和４年度事業開始）

質の高いピアサポート活動の実現に向け、ピアサポーターとして従事する者や、障害福祉サービス事業所等の管理者等に対し研修を実施する。（実施主体：東京都（公益財団法人東京都福

祉保健財団に委託））

セ 障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援することで、離職を防止し、今後のニーズの増加に応じた人材の確保・定着を図る。（実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託））

ソ 障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

業務効率化やＤＸ化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行うことで、事業所の人材確保・定着を支援する。（実施主体：東京都（民間会社に委託））

タ 障害福祉サービス等ＤＸ推進人材育成支援事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

ＤＸをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業者を支援することで、障害福祉サービス事業所等が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保する。（実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託））

チ 訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業（令和６年度事業開始）【2050東京戦略】

居宅介護・重度訪問介護事業所が高齢者・大学生等を採用し、ヘルパーをサポートする人材を確保するための経費を助成することに加え、サポートする人材が事業所への本採用に向けて資格取得を目指す場合の経費の補助等を実施する区市町村の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

ツ 障害者虐待防止対策支援事業（平成２３年度事業開始。強度行動障害支援者養成研修事業は平成２６年度事業開始。）【2050東京戦略】

障害者に対する虐待の防止や強度行動障害を有する者等に対して適切な支援等を行う職員の人材育成を進めることに加え、区市町村等に対して障害者虐待防止及び養護者支援に係る相談対応等を実施する。（実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託））

テ 新規採用職員の職場定着支援事業（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

障害福祉サービス事業所等における新規採用職員の早期離職防止や職場定着を支援するため、職員数が少ない小規模事業者を対象として、研修及び交流会を実施する。（実施主体：東京都（民間会社に委託））

ト 強度行動障害対応力向上研修（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

障害福祉サービス事業所等における強度行動障害への対応力を向上させるため、各事業所での適切な支援のマネジメントに当たって中心的な役割を果たす人材を育成する研修を実施し、支援の充実を図る。（実施主体：東京都（民間会社に委託））

ナ 福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業（令和８年度事業開始）【新規】

障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、人材流出を防ぐための緊急的対策として、障害福祉従事者への賃上げを行う施設等に対し、賃上げ相当に係る経費を補助する。（実施主体：東京都）

ニ 訪問系障害福祉サービス暑さ対策緊急支援事業（令和７年度事業開始）【2050東京戦略】

訪問系障害福祉サービスに従事するホームヘルパー等が夏場に利用者宅へ移動する際の熱中症対策等として、暑さ対策用品の購入経費を補助する。（実施主体：東京都）

ヌ 障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント対策推進事業（令和８年度事業開始）【新規】【2050東京戦略】

障害福祉サービス等事業所職員向けセミナーの実施や、福祉・介護職員向けの総合相談窓口の設置等を行うとともに、福祉・介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費の支援等により、障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント対策を推進する。（実施主体：東京都）

ネ 障害福祉分野における外国人介護人材受入支援事業（令和８年度事業開始）【新規】【2050東京戦略】

障害福祉現場における外国人介護職員の受入れ及び定着を促進するための環境整備等の取組を行う障害福祉サービス事業所等を支援する。（実施主体：東京都）

ノ 障害福祉サービス等職員就業促進事業（令和８年度事業開始）【新規】【2050東京戦略】

障害福祉現場への就労を希望する者に対して、資格取得に必要な期間も含めて雇用が確保されるよう支援することにより、障害福祉人材の安定的な確保を図る。（実施主体：東京都）

ハ 訪問系障害福祉サービス採用応援事業（令和８年度事業開始）【新規】【2050東京戦略】

訪問系障害福祉サービス等事業所に対し、採用活動に係る経費の支援や、就労を希望する者に対する資格取得等を支援し、障害福祉人材の安定的な確保を図る。（実施主体：東京都）

ヒ 介護・障害福祉サービス等事業所における育業・介護休業等両立支援事業（令和８年度事業開始）【新規】【2050東京戦略】

障害福祉サービス等事業所の職員が育業・介護休業等を取得した際、代替職員の雇用や手当支給など、安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組む事業者を支援する。（実施主体：東京都（一部民間事業者に委託））